特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務における特定保人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

要保護及び準要保護の児童生徒に対し、医療券を発行する際は、学校を経由するため、誤送付のないよう送付先及び担当者の確認を徹底する。

評価実施機関名

霧島市教育委員会

公表日

令和2年3月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1 関連情報				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務			
②事務の概要	ア 事務の説明 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかった要保護及び準要保護の児童生徒に対して、医療券を発行する事務 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、学校保健安全法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・援助の対象となる者の認定 ・医療に要する費用の支給			
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・就学援助管理システム ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー			
2. 特定個人情報ファイル	名			
就学援助管理システム				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の27の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条 【各手続の根拠】 学校保健安全法第24条			
4. 情報提供ネットワーク	レステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の38の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	教育委員会学校教育課			
②所属長の役職名	教育委員会学校教育課長			
6. 他の評価実施機関				
なし				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			

教育委員会学校教育課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)3742

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和2年1月15日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和2年1月15日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	·項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた提供					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[O]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	L]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	李発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更簡所

変更箇層	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日		各学校経由での保護者宛て通知文等について、送付先、担当者の確認を徹底する。	要保護及び準要保護の児童生徒に対し、医療 券を発行する際は、学校を経由するため、誤送 付のないよう送付先及び担当者の確認を徹底 する。	事後	
平成28年3月31日	I-1-②-イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容	具体的には、医療券発行の対象者を抽出し、該 当する個人の個人番号を利用して受付事務を 行い、医療券を発行する。また、生活保護法第 6条に規定される要保護者・準保護者の特定を 行う。	具体的には、医療券発行の対象者を抽出し受付事務を行い、医療券を発行する。また、生活保護法第6条に規定される要保護者・準保護者の特定を行う。	事後	
平成28年3月31日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity就学援助管理システム ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	*Acrocity行政基本 ・就学援助管理システム ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年3月31日	I-1-②-イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容	具体的には、医療券発行の対象者を抽出し、受付事務を行い、医療券を発行する。また、生活保護法第6条に規定される要保護者・準要保護者の特定を行う。	・援助の対象となる者の認定 ・医療に要する費用の支給	事後	(H28.12.21改正)番号法別表 第一の主務省令で定める事 務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の27の項 【各手続の根拠】 学校保健安全法第24条 学校保健安全法施行令第9条 生活保護法第6条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の27の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第23条 【各手続の根拠】 学校保健安全法第24条	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の38の項 【特定個人情報を情報提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の38の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第24条 【特定個人情報を情報提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第 二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令を基に 修正
平成29年3月31日	I-5-② 所属長	教育委員会学校教育課長 室屋 正俊	教育委員会学校教育課長 河瀬 雅之	事後	平成28年4月1日付け人事異
平成29年3月31日	Ⅱ-1.いつ時点の計数か	平成27年2月13日時点	平成29年3月16日時点	事後	事務対象人数【296】人
平成29年3月31日	Ⅱ-2.いつ時点の計数か	平成27年2月13日時点	平成29年3月16日時点	事後	取扱者数[6]人
平成30年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を情報提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第19条	【特定個人情報を情報提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、87 の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第19条、第44条	事後	(H29改正)番号法別表第二 の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令を基に修 正
平成30年3月31日	I -8.連絡先	(住所)霧島市隼人町内山田一丁目11番11号 (内線番号)5085	(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号 (内線番号)3742	事後	平成29年5月(庁舎移転)
平成30年3月31日	Ⅱ-1.いつ時点の計数か	平成29年3月16日時点	平成29年12月25日時点	事後	事務対象人数【388】人
平成30年3月31日	Ⅱ-2.いつ時点の計数か	平成29年3月16日時点	平成29年12月25日時点	事後	取扱者数[6]人
平成31年3月31日	Ⅱ-1.いつ時点の計数か	平成29年12月25日時点	平成31年2月15日時点	事後	事務対象人数【433】人
平成31年3月31日	Ⅱ-2.いつ時点の計数か	平成29年12月25日時点	平成31年2月15日時点	事後	取扱者数【6】人
令和2年3月31日	Ⅱ-1.いつ時点の計数か	平成31年2月15日時点	令和元年1月15日時点	事後	事務対象人数【478】人
令和2年3月31日	Ⅱ-2.いつ時点の計数か	平成31年2月15日時点	令和元年1月15日時点	事後	取扱者数[6]人
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査「内部監査」	8. 監査 「自己点検」	事後	錯誤
令和2年3月31日					評価の再実施